

厚生労働省発薬食 0427 第 11 号
平成 23 年 4 月 27 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫

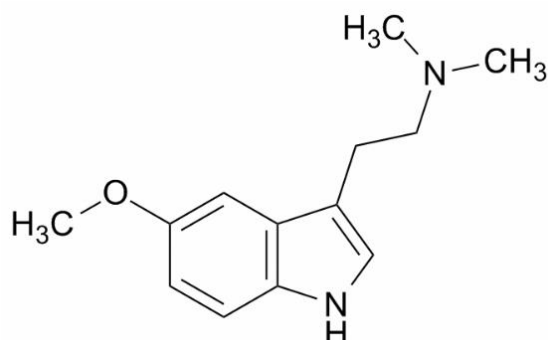
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について



$C_{13}H_{18}N_2O$
CAS No. : 1019-45-0

名称	(英語名)	5-Methoxy- <i>N,N</i> -dimethyltryptamine、 2-(5-Methoxyindol-3-yl)- <i>N,N</i> -dimethylethylamine、 2-(5-Methoxyindol-3-yl)- <i>N,N</i> -dimethylethan-1-amine
	(日本語名)	5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、2-(5-メトキシインドール-3-イル)-N, N-ジメチルエチルアミン、2-(5-メトキシインドール-3-イル)-N, N-ジメチルエタン-1-アミン

経緯

上記化学物質は、現在、毒物又は劇物に指定されていないが、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の指定薬物に指定されている（危険ドラッグ）。国立医薬品食品衛生研究所において、毒物及び劇物の指定に必要な急性経口毒性情報を得る目的で、動物による急性経口毒性試験を実施したところ、別紙の結果が得られた。

用途

試薬

物理的・化学的性質

別添 1 を参照

毒性

別添 2 を参照

事務局案

5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤は、「劇物」に指定することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) 5-Methoxy- <i>N,N</i> -dimethyltryptamine (日本語名) 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン
CAS 番号	1019-45-0
化学式	C ₁₃ H ₁₈ N ₂ O
分子量	218.29
物理化学的性状	
外観	灰色かかった白色結晶
沸点	—
融点	—
密度	—
相対蒸気密度	—
蒸気圧	—
溶解性	—
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	—
換算係数	—
国連(UN)番号	—
国連危険物輸送分類	—
EC / Index 番号	213-813-2 / —
EU GHS 分類	未収載

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	<u>LD₅₀ : ♂, ♀ 200 mg/kg</u>	OECD TG 423
経過観察	ラット	♂, ♀ 振戦、はいずり姿勢、後肢麻痺、痙攣 ・被験物質によって、中枢神経の運動支配系に異常が生じて、運動協調性が失われた結果と考えられる。 死亡又は安楽殺した個体では、強度の痙攣が観察され、後弓反張を伴う強直性痙攣が観察された個体も認められた。 スノコを噛む行動も、咬筋に生じた痙攣と考えられる。 （交感神経系）立毛、体温上昇、腸管の弛緩 （副交感神経）消化管内液貯留 （交感神経系、副交感神経系）唾液線が、 唾液の分泌をもたらすことから、顕著な流涎 （その他）死亡又は安楽殺した個体では、 腺胃大弯部にストレス性の出血	//
死因	ラット	♂, ♀ 痙攣発作に伴う呼吸不全	//